

建設分野での外国人技能実習制度の適正な実施に向けて

山梨中央建設協同組合

山梨中央建設協同組合（宮川武理事長 組合員 12社）は、去る 8 月 27 日（火）に外国人技能実習制度に係る研修会を開催した。

研修会は、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）東京駐在事務所の安藤憲男氏を招き、「建設分野における外国人技能実習制度の留意事項について」をテーマに行われた。

安藤氏からは、「他の産業と比べ建設業で外国人技能実習生の失踪者数が増加している背景には、現場ごとに就労場所が変わり管理の目が行き届きにくい点や季節や仕事の繁閑により報酬が変動する点などの業種の特性がある。こうしたことへの対策として、国土交通省は、建設分野での技能実習の新たな受入基準として

受入企業が技能実習生の受入人数の設定と建設キャリアアップシステム（CCUS）への登録を義務化することとした。

建設分野の技能実習計画の認定は

外国人技能実習機構が審査するが、受入体制の基準として ①事業者が建設業法第 3 条の許可（500 万円以上建設工事を請け負う場合の主任技術者等の配置等の定め）を受けていること ② CCUS への技能実習生の登録 ③ 技能実習生に対する安定的な報酬の支払い（原則月給制）が求められることとなった。（以上、2020 年 1 月から施行）

また、④技能実習生の受入人数は、優良な実習実施者・管理団体を除いて常勤職員の総数以下とすること（2022 年 4 月から運用開始）となった。施行日以前に受け入れた技能実習生は経過措置で適用外となるが、受入事業者は早急に体制整備を行う必要がある。」といった大きな制度や認定基準の変更についての説明があった。

組合では、これらの基準に対応をするため今後、建設キャリアアップシステム登録などの勉強会を随時開催し、適正な受入体制の整備を進めていく予定である。



熱心に説明を聞く参加者



講師の安藤憲男氏